



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年9月3日金曜日 第2198号

### ◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	629
肥料登録有効期間の更新.....	629
保安林予定森林にする旨の通知（3件）.....	629
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	631
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	631
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	633

市営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 633

### 公 告

平成21年度財団法人道府県会館建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況の公表..... 633

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1012号

次のとおり落札者を決定した。  
平成22年9月3日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
高齢者実態調査業務一式	愛媛県保健福祉部 生きがい推進局長 寿介護課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成22年8月18日	株式会社ビデオリサーチ中国支社 広島県広島市中区袋町3番17号	20,889,435円	一般競争入札	平成22年7月2日

#### ○愛媛県告示第1013号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。  
平成22年9月3日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成25年9月5日	愛媛県第1267号	魚廃物加工肥料	遊子漁協魚廃物加工肥料	窒素全量 4.5 りん酸全量 4.6	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおりに	遊子漁業協同組合 愛媛県宇和島市遊子2548番地

#### ○愛媛県告示第1014号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成22年9月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所  
四国中央市金砂町小川山字大戸ノ上乙1074
- (2) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所  
東温市松瀬川字赤ノ水甲3432から甲3434まで、甲3436の1、甲3436の2、甲3437、甲3441、甲3442
- (2) 指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字赤ノ水甲3436の1、甲3436の2、甲3437、甲3442
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所  
伊予郡砥部町玉谷1203、1218から1221まで、1224、1235

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
玉谷1203・1218から1221まで・1224・1235(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所  
西予市野村町小松2020、2022から2028まで、2099、2102から2104まで

(2) 指定の目的  
水源のかん養

(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
野村町小松2020・2103(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに関係市役所及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1015号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年9月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所  
松山市川の郷町乙53、乙54、乙57から乙61まで、乙62の2、乙63、乙64の1、乙64の2、乙65の1から乙65の3まで、乙66の1、乙66の2、乙68の1、乙68の2、乙69の1、乙69の2、乙70の1、乙70の2、乙71、乙73、乙91

(2) 指定の目的  
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
川の郷町乙53・乙54・乙73(以上3筆について次の図に

示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所  
大洲市長浜町今坊甲17、乙60の2

(2) 指定の目的  
水源のかん養

(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長浜町今坊甲17・乙60の2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所  
西予市城川町窪野3743、3758、3762、3763

(2) 指定の目的  
水源のかん養

(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
城川町窪野3762・3763(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所  
西予市城川町窪野4865、4867の1、4867の2、4868、4869、4877、4878、4881

(2) 指定の目的  
水源のかん養

(3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
城川町窪野4865(次の図に示す部分に限る。)  
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

西予市城川町高野子2801の1、2802の1、2803から2809まで、2811から2819まで、2820の1、2820の2、2821の1、2821の2、2822から2826まで、2828から2831まで、2833

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

城川町高野子2801の1・2802の1・2811から2813まで・2815・2816・2828・2831・2833(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、2814

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第1016号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年9月3日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市九川乙943の32、乙943の33、乙943の44から乙943の46まで、乙943の53

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市蔵川字長谷甲2737、乙915の1から乙915の3まで、乙916

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

大洲市長浜町今坊甲1826、乙2001の4、乙2016、乙2023、乙2027の1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第1017号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成22年9月3日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第94号	松山市道後一万1番1号	財団法人愛媛県国際交流協会	松山市道後一万1番1号	平成22年8月20日



○愛媛県告示第1018号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年9月3日

愛媛県西条保健所長 新山 徹 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 廣瀬 博
- 2 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場大江地区  
新居浜市大江町1番1号
- 3 特定施設に関する事項  
第一滞留池

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号 特定事業場から排出される水の処理施設		
特定施設の能力	1日当たり30,000立方メートル処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	1週間後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
特定施設の使用時間間隔	連続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	6.5~7.5
		最大	5.0~9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	4.5
		最大	10.8
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	7
	最大	29	
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	2.0	
	最大	2.4	
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.29	
	最大	0.39	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	12,680	
	最大	28,334	

- 4 汚水等の処理施設に関する事項  
第一滞留池

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	1週間後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種別	物理処理
処理施設の型式	沈降分離処理

処理施設の構造	土堰堤型式及び鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 90メートル 横 150メートル 高さ 3メートル		
処理施設の能力	1日当たり30,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降分離方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5~7.5 最大 5.0~9.0	通常 6.5~7.5 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 4.5 最大 10.8	通常 4.5 最大 10.8
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 7 最大 29	通常 7 最大 29
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 2.4	通常 2.0 最大 2.4
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.29 最大 0.39	通常 0.29 最大 0.39
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 12,680 最大 28,334	通常 12,680 最大 28,334	

- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 北排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常	6.5~7.5
		最大	5.0~9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	4.5
		最大	10.8
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	7
	最大	29	
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	2.0	
	最大	2.4	
りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.29	
	最大	0.39	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	12,680	
	最大	28,334	

(2) 西排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常	7.7~8.1
		最大	7.5~8.3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	2.3
		最大	12.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5
	最大	20	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.4
		最大	2.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.15
		最大	0.39
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常	0
		最大	19,240

備考 この他に、雨水排水口が26箇所ある。

○愛媛県告示第1019号

四国中央市三島土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・土居ポンプ地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年9月3日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・土居ポンプ地区)計画書の写し
- (2) 四国中央市三島土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成22年9月6日から10月5日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所本庁

○愛媛県告示第1020号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・樋の井出地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年9月3日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・樋の井出地区)計画書の写し
- (2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成22年9月6日から10月5日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1021号

西条市禎瑞上部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・東相生地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年9月3日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・東相生地区)計画書の写し
- (2) 西条市禎瑞上部土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成22年9月6日から10月5日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第1022号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、西条市から協議のあった市営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・神戸西部地区)の施行に平成22年7月29日同意した。

平成22年9月3日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

○愛媛県告示第1023号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(ため池等整備事業・余所国山田地区)の施行に平成22年8月25日同意した。

平成22年9月3日

愛媛県東予地方局長 佐伯隆志

公 告

○公 告

平成21年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況の公表について

財団法人都道府県会館理事長麻生渡から通知のあった平成21年度財団法人都道府県会館建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年9月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 建物共済事業

- (1) 分担金その他収入 2,248,670,920円
- (2) 災害共済金その他支出 898,139,857円
- (3) 正味財産 23,757,489,635円

2 機械損害共済事業

- (1) 分担金その他収入 1,113,694,228円
- (2) 災害共済金その他支出 471,136,578円

(3) 正味財産

7,387,210,650円